

令和2年度使用藤沢市立小学校用教科用図書の採択について

令和2年度使用藤沢市教科用図書の採択方針に基づき、本日審議した結果を踏まえ教科用図書を採択する。

2019年（令和元年）7月31日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平岩 多恵子

令和2年度使用小学校用教科用図書発行業者別一覧表

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条第1項の規定により、小学校用教科用図書については、令和元年度に採択替えをする必要があるため。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 抜粋

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 抜粋

(同一教科用図書を採択する期間)

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

学校教育法 抜粋

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

令和2年度使用小学校用教科用図書発行業者別一覧表

発行業者	発行業者の 番号・略称	国語	書写	社会	地図	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	保健	英語	道徳
1 東京書籍	2 東書	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
2 大日本図書	4 大日本					○	○	○				○		
3 開隆堂	9 開隆堂									○	○		○	
4 学校図書	11 学図	○	○			○	○	○					○	○
5 三省堂	15 三省堂												○	
6 教育出版	17 教出	○	○	○		○	○	○	○				○	○
7 信濃教育出版社	26 信教						○	○						
8 教育芸術社	27 教芸								○					
9 光村図書出版	38 光村	○	○					○					○	○
10 帝国書院	46 帝国				○									
11 啓林館	61 啓林館					○	○	○					○	
12 日本文教出版	116 日文		○	○		○		○		○				○
13 文教社	207 文教											○		
14 光文書院	208 光文											○		○
15 学研教育みらい	224 学研											○		○
16 廣済堂あかつき	232 廣あかつき													○
計(者)		4	5	3	2	6	6	8	2	2	2	5	7	8

※ 「信濃教育出版社」 発行の「理科」と「生活」の見本本はありません。